広瀬祇園神社の勧請と祭礼

金子　義明
高岩　俊文

はじめに

安来市広瀬町広瀬の富田八幡宮境内に鎮座する須賀神社（藩制時代は祇園神社と称す）は、寛延元年（一七四八）八月四日京都より勧請したと伝えられている。この神社の祭礼（祇園祭）は、島根県下三大夏祭の一つと云われ、現在は、七月十九日神輿浄め、二十日宵宮（七座の神事等）、二十一日御幸と続き、特に二十一日午後六時過ぎから広瀬各町内を回る夜間巡行は、神輿渡御と各町の竿灯を中心とした祭として引き継がれている。

須賀神社には棟札や祭礼具などが伝わっており、その概要は表一のとおりである。

このうち棟札十四枚の概要は表二のとおりで、勧請期に本殿を建立した寛延二年（一七四九）から、神輿の修復、神楽殿の新築を行った昭和五十九年（一九八四）までの二百三十五年間にわたる。

宮司は竹矢氏が代々勤めており、勧請期の竹矢信之、信之に続いて勧請の記録を残した信妙（後述）の名も見られる。

願主は町の有力者が務めており、中でも三氏が主体となっている。

荒嶋屋松﨑氏は勧請期から現在まで一貫して願主を務めており、同じく油屋長瀬氏は勧請期から、昭和期に絶家するまで務めている。石田氏は明和七年（一七七〇）の本殿再建時から願主に加わり、以後現在まで務めている。

棟札にはその他にも江戸時代の広瀬藩主から、役人、職人、地区の役職者まで、実に多くの関係者の名前が記されており、地域の篤い願いにより、神社とその祭礼が維持されて来たことを伝えている。

なお当初の祭礼日が六月十五日であることなどから、社殿及び祭礼の様式は、勧請時に須賀神社（現在は京都市左京区聖護院。当時吉田山に鎮座していた西天王社。）を現地調査して参考にしたとみられることを、山路興造氏（元京都市歴史資料館館長）よりご教示いただいた。

表一　須賀神社所蔵資料（法量単位は㎝）

番号	名称	年代	点数	特記事項
1	勝日山鎮座祇園の社勧請記	寛延四（一七五一）頃	1点	竹矢信之作 横26．8 縦18．0
2	棟札	寛延二（一七四九）～昭和五九（一九八四）	14枚	社殿と神輿の建立、再建、修繕の記録
3	鉾	明治四二（一九〇九）	1点	鉄製、柄部は木製 梅林金七作
4	獅子頭	不詳（収納箱は明治時代）	一対	雄　幅36．0 高27．2 奥行37．5 雌　幅28．5 高27．2 奥行37．5
5	面	不詳	1面	

表二　須賀神社棟札一覧

番号	年代	表題	宮司	願主
棟札1	寛延二（一七四九）	奉造立祇園神社壱宇	竹矢信之	油屋六右衛門、松江屋亦左衛門、荒嶋屋善七、紙屋治郎右衛門
棟札2	明和七（一七七〇）	奉再建祇園神社壱宇	竹矢信之	長瀬六右衛門、石田仁右衛門、加藤兵右衛門、松﨑久右衛門
棟札3	寛政十二（一八〇〇）	奉修覆祇園神社壱宇	竹矢信妙	石田、村社善兵衛、松﨑久右衛門、長瀬八右衛門
棟札4	文政十一（一八二八）	奉修覆祇園神社霊殿壱宇	竹矢信興・信昌	石田七郎太、荒嶋屋伴七、油屋儀兵衛、油屋丈七、紙屋清七
棟札5	安政二（一八五五）	奉修覆祇園神社霊殿一宇	竹矢信祥	石田徳重、荒嶋屋久右ェ門、油屋丈七、紙屋長重
棟札6	明治十一（一八七八）	奉造営須賀神社壱宇成就	竹矢信輝	石田仁右衛門、松﨑専右ェ門、長瀬平右ェ門、村上勝太郎
棟札7	明治十一（一八七八）	奉新築須賀神社拝殿一宇成就	竹矢信輝	石田仁右衛門、松﨑専右ェ門、長瀬平右ェ門、村上勝太郎
棟札8	明治三五（一九〇二）	奉修覆須賀神社本殿拝殿	竹矢蔵治郎	石田虎太郎、松﨑専右衛門、長瀬平右衛門、村上長重
棟札9	明治三五（一九〇二）	奉新築須賀神社通殿壹宇	竹矢蔵治郎	石田虎太郎、松﨑専右衛門、長瀬平右衛門、村上長重
棟札10	明治後期	奉納須賀神社神輿一臺	竹矢蔵治郎	石田虎太郎、松﨑為太郎、長瀬平右衛門、村上長重
棟札11	昭和十（一九三五）	奉営繕須賀神社本殿拝殿通殿	竹矢蔵治郎	石田久四郎、松崎伊之助、長瀬亀市
棟札12	昭和十（一九三五）	奉新築須賀神社玉垣壹宇	竹矢鄰夫	石田久四郎、松崎伊之助、長瀬亀市
棟札13	昭和四二（一九六七）	奉修覆須賀神社本殿拝殿通殿玉垣神饌殿	竹矢鄰夫	石田精悦、松崎定夫
棟札14	昭和五九（一九八四）	奉鎮祭須賀神社神輿修復一基神輿殿一宇	竹矢一麿	石田精悦、松崎定夫

次に勧請と祭礼の様子が見られる各史料を紹介したい。

㈠ 祇園神社勧請記

（袋表書）
須賀神社勧請由来記

（表紙）
勝日山鎮座
祇園の社勧請記　全　（竹矢家蔵）

町方願書写
覚
近年町方風類相時節難儀仕候依之當所八幡宮
の御末社に祇園の社勧請仕度町方より奉願候
此旨宜敷御願被仰上可被下候奉願候以上

延享五年
辰
四月十三日　　町年寄　伊兵衛
同　　与一右衛門
同　　善五郎
同　　新十郎
同　　吉右衛門
目　代　吉良左衛門
大年寄　善右衛門
大年寄　弥三右衛門

竹矢左仲殿

奉願口上の覚
近年町方風類相時節候に付年々数人相煩其上相□
御者も数多御座候に付疫神鎮御迎しめ當社八幡宮の為
末社祇園の社勧請仕度之旨町中より奉願候に付町方役
人中より私迄別紙の通相願申候乍に新社　御法度の
儀に御座候故奉願候段恐多奉存候得共多年疫病相時
節人損多御座候段甚気の毒奉存其上　御領内
近邊に祇園の社無御座候に付何卒御家中町近所に
小社勧請仕度奉願候　御憐愍を以願の通被為
仰付被下置候様奉願候以上

竹矢左中（花押）印判

延享五年
辰
四月十四日

天野兵左衛門様

右の通相認町方願書相添社奉行へ指出候處
達　御聞同年六月廿日社奉行以被召呼被仰渡
の趣　新地と申ては不被為成候に付八幡社領の内にて
何方にても勝手次第に勧請可申の旨被仰渡願書
の儀は願の通に不被仰渡候に付指返し候間追て勧請
相済候上にて何方へ勧請仕候由書出候様に被仰渡願書は
手前へ被返町方役人中一通は社奉行に留る右の趣廿一日に

目代吉良左衛門方へ手紙を以申遣す廿二日役人中不残相揃
私宅へ礼に被罷成并に願主四人の者参る

一京都吉田表へ相願　御神躰勧請の次第左の通也
　遠藤豊後御迎に遣す七月十八日出足道仲入用として
　町方より鳥目五貫文受取遣す

吉田表へ遣す書状扣

一　筆啓上仕候残暑の節御座候得共　御本所様益御機嫌
能被成御坐恐悦の至奉存候随て各様弥御堅達被成
御勤仕珍重奉存候然は當地近年疫病相時節多人相
煩其上人損多御座候段甚気の毒奉存依之疫神
鎮の御免當八幡宮為末社祇園の社勧請仕度及て
國主え相願候處願の通被仰付候に付當社森の内に
小社造立仕度奉存候此等の趣宜被仰上可被下候
猶又近頃御苦労の儀申上兼候得共　御神躰
御封被下置候様奉願候依て為御礼金子壱両
御本所様え指上申候はゝ急御執成被仰上可被下候奉願候
恐入軽加之儀御座候得共為御肴代各様へ銀子壱包
宛遣上に仕候儀御祝儀少は御座候何分急御執成
奉願候右の趣申上度存捧愚礼候恐惶謹言

竹矢左仲
信之（花押）

七月十七日

鈴鹿周防守様
鈴鹿筑前守様
鈴鹿信濃守様
鈴鹿下野守様
参人々御中

一　筆致啓上候残暑の節御座候得共　御本所様益御機
嫌能被成御座恐悦の至奉存候随て貴殿御家内被成御揃
弥御堅勝可被成御勤珍重奉存候然は當地近年疫病相
時節多人相煩其上人損多御座候段甚気の毒奉存候
疫神鎮御免祇園の社勧請仕度の旨國主え下知
相願候所願の通被仰付候に付當社八幡宮為末社
森の内に小社一宇造立仕度奉存候此段御家老中
申上候間猶又急被仰上可被下候右に付祇園の
御神躰御封被遊被下置候様奉願候是又急御執成
被仰上可被下候奉願候恐入軽加之至御座候得共御肴代
直致進上之候議御祝儀印迄御座候右勧請の儀
礼寸志に御座候故時節柄に付　御本所様御礼金并
御家老中御肴代等も軽加之至奉存候勧請の儀
一刻も指急候間是又御執成被仰上可被下候奉願候
恐入此度　御神躰御迎に私弊下遠藤豊後
申付上京仕候間御涼にも有之候節御封切り成可被下候
委曲其後口上に可得御意の条申帰候猶期後音の時候
恐惶謹言

竹矢左仲
信之（花押）

七月十七日

山田典膳様
人々御中

吉田表御礼金定法有之に付右の通にては不相成山田氏へ相願借用して相済當銀三枚
（横書あり）金四百疋也
山田氏の外に銀弐両遣す

一御本所様へ小判壱両御家老中へ銀子壱両つゝ四人へ
為肴代遣す典膳へ銀壱両同断豊後道中入用
銭五貫文以上目代吉良左衛門より受取別に書付有
一御内殿京都にて調
一七月廿四日より地ならしに掛り同廿九日迄人夫都
合百五十人余目代より町中へ觸出間口壱人つゝ
の割ふり
一八月朔日二日両日御假殿造立大工百右衛門受け都合
三人役入
一同三日夜五つ過時利弘村迄遠藤豊後帰候由申来る
一同四日朝出候時御假殿清浄　千原石見
山崎相模　執行
五つ時過植田村御茶屋役所の荒神迄御迎に罷出る
竹矢左忠千原石見渡辺塩道山崎相模同忰友之助
町方役人中相揃并願主四人其外の伝心輩弐十人
余罷出る荒神森内にて社家中祓真讀次に御供
先つ先に清行千原石見次五色之旗　御神躰
遠藤豊後次に左忠相模塩道御供荒神より假殿迄
祓真讀次に大弊神躰にかさす次に五色弊次

供弊
一御假殿迁社家中拝礼御供三膳神酒御洗米捧
祓真讀次入社神事御神楽次町方役人中神酒洗米
頂戴次に願主其外家諸人も頂戴して退
一同日大年寄目代歓に□□候
一社家中願主えは好物酒を出して祝

口上の覚
一先達て奉願候祇園の社勧請の儀八幡宮森の内を社地と
仕候様被　仰付難有仕合奉存候
一祇園社地の儀八幡宮鳥居右脇森を切平入六間横七間
の社地に仕馬場道横壱間半長さ坂迄弐拾五間に仕候
一神躰勧請の儀京都吉田表へ相願勧請仕候趣左の通御座候
一先月遠藤豊後神躰御迎に上京仕出雲取次山田典膳
相願候の条典膳より家老中へ申達し吉田殿御承知にて祇園神
社御幣勧請にて御玉串遠藤豊後え被相渡今月四日
此表へ勧請仕候に付先つ假殿に奉遷御祈祷勤行仕候追て
本社造立仕正迁宮可仕候
右の通荒増相認指上申候以上
寛延元年　竹矢左忠
辰八月十六日　印（花押）
天野兵左衛門様

一巳年四月十一日より地振にかゝり人夫百十五人役入去年の通

目代より被申觸其外人々志候夫も有候こと
一同十六日鎮地祭執行　餅五重御明五つ神酒五五色の弊四方
中央に奉捧左忠祭主して豊後石見四方を勤祓奉真讀て
五行の神楽退下　右餅壱重つゝ目代并願主四人え遣す
一同十八日御社柱立有之
一同廿日夜大工百右衛門同甚七同万吉木挽治右衛門山大工与三兵衛願主
四人遠藤豊後手前え相呼廉鋸振舞何も及相談　大工渡にして伐
木挽渡にして伐
栗木渡にして伐
一同九日山中え遠藤豊後珍重治右衛門荒嶋屋善七奉加に罷出十一日帰
奉加銭都九拾五貫百九十五文銀八貫文有之
一同十三日より五月十日迄に毎度里方え山崎相模松江屋又左衛門油屋理兵衛
奉加に罷出奉加銭都九十三貫文有之五月十八日布部村家嶋伝吉
方え左忠豊後罷越持参物酒弐升大鯛二江戸盤二入鎮疫神御守十二
遣す奉加銀八拾目直に受取帰る里山中土産は扇子箱一御守り札
家内承遣す
一五月十二日願主四人大工呼にて迁宮日極十三日社奉行え届け目代
えも申渡同日祇園祭礼六月十五日に相極候段社奉行え届置
一同十五日迁宮定日の高札布部村八幡前鍛冶橋矢田村に立る
○勝日山祇園の社正迁宮今月廿八日執行いたし候以上五月十五日神主竹矢左忠
一同十六日里方社家え迁宮定日申聞
一同十九日山方社家え尊文遣す来る廿八日祇園の社正迁宮致執行
三日前日より各出勤可有候以上別て有之
一同廿日荒嶋赤江安来中津利弘赤崎の社家方え案内直文にて申遣
一同廿五日より町方社家四人罷出迁宮掛いたす
一同廿七日山方社家日務すむと加賀山城出る斎相勤夜御假殿願主
四人かきしろ

△八幡御幸場迄鼓太鼓笛にて御出廿八日御幸場より迁宮有之
一同廿八日正迁宮神事次第別て有之社奉行より御同心二人幕出る
一同廿九日社地清浄當町社家四人　一御本社前坂上り口の南大工麻垣
登鍛冶板つるし
一六月朔日御家中町方御供配る尤御家中は小算方迄えも
大札箱折御供配る御足軽えは端折御供配る町方役人中願主四人え
札箱折御供配る其外下々うじかえ端折御供配る里山中与頭
庄屋年寄其外別に奉加付し方へ札箱折御供遣す村中として
端折御供軒別に遣す
一同日願主四人夕飯振舞祝儀相調る
一同二日社奉行え為御祝儀樽肴遣す
一同十三日冨町社家四人罷出祭掛いたす社奉行へ幕桃燈取に遣也
一同十四日八つ時社家出勤御供三膳　干肴　神酒　木ノ実　清水　洗米　餅三重何もたかつき三宝に
神酒洗米置参詣の方へ出す御神楽執行の夜宮籠
一同十四日社奉行より御同心弐人被指出八つ時出勤夕飯私宅□□出す十五
日社□□不出
右御膳等奉捧各祓真讀諸社家神楽所え退下して神楽相勤
一同十五日早朝祓真讀八つ時半御幸次第　新町横町永や小道上町下町上り
三軒や八軒や中町四間や魚町鍛冶町
新市町萱町
行列　獅子左右　潮溢社家　指導鼻付上下臺　五色旗番先相生上下　鉾左右上下鍛冶　五色弊番先相生上下
御輿　白丁四人　祓机社家祝詞　弊社家上下役　祭主日笠衣裳　拍子方諸社家神子
弊支配壱人
経カ□箱
御供物長持二人御供大年寄二人目代町年寄五人其外町方若頭上下
一同御神幸の節入用に付人夫拾人上下着弐拾人余目代迄可申遣事

一同長持に入もの　御はし　御膳洗米干肴　神酒すす二　鈴二願主持　弊弐本　榊□□二
木の実
神酒

一同御幸場神事次第　御飯供　次に中に御祓諸社家同音一反　次祝辞祭主
弊舞二人悪切釼の舞八乙女　獅子次帰輿

一同御帰座祓真讀神米塩湓浄灯燈二張けして各帰る

一同十六日公儀え御玉串指上社奉行迄持参いたす

一同十六日神米配當并御家中御札配り分罷出　町方□
願主え御祝餅ならへ御札添遣す其外下々迄御札配る

一巳年六月十七日社奉行へ罷出　祇園神社御祭禮に付　殿様
為御祈祷御玉串大小認置申上候乍尓末社候儀故指上候儀
遠慮に奉存罷在候冨社は御領内に数無御座其上鎮疫神の
神事執行仕置候間何卒此段被仰達指上候様に奉願候
社奉行御承知にて罷帰内藤五兵衛殿御月番御伺有之
同十九日社奉行より御手紙を以被仰渡候段別紙の通早速社
奉行へ御礼に罷出御家老中え御礼に罷出候義伺候得者
御玉串指上候以後早速罷出候様被仰渡

一同廿一日朝五つ時に山崎相模召連御玉串社奉行迄持参して
指上候つる直に御家老中え御礼に罷出同日御家中并御足軽
中其外家中遠慮小身の者迄御札配り罷帰

一同廿二日社奉行へ御礼に罷出候得者御玉串首尾好被
指上候由被仰渡

一八月四日祇園御水□御供神酒洗米を捧祓真讀奉て
遠藤豊後呼夕飯振舞

一九月十五日社奉行え被召呼被仰渡候者先達て
相伺候御祭礼の御玉串の義御状箱へ入候様に相認
来年の御祭礼より江戸表へ指上并紙札壱枚

冨田祇園神社御祭霊御玉串

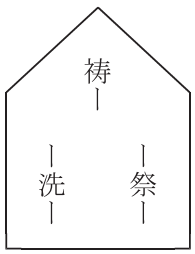

紙札は御祓し認

一御玉串寸法

一同日社奉行より被仰渡候は　祇園御祭礼御神幸□
御家中も不残巡行仕候様江戸表より申来候由被仰渡

一午年六月十五日御祭礼首尾好相済候雨天に付
御神幸不及始て以来ともに十五日雨天にて御神幸
不被成節は十六日十七日迄の内三日をかぎり天気
次第御神幸致度由町方役人中へも及相談
刻十五日七つ時に下社家申付社奉行へ右の趣
申上候所可任勝手旨被仰渡以来如此定法遺成
当年は十六日晴天に付御神幸有之町内回并
町方役人中御供御家中迄廻る次第先新町より
上町大手口へ上り御家敷の前え出夫より祖父谷町上り
鉄炮場より跡へ帰り下の町木戸見番前より跡へ戻り
中の町より目谷へ入作野氏前迄入跡へ戻り三上氏の前より
下たの町へ入大手口へ出中町魚町鍛冶町新市
町下組萱町御神幸場神事相済
御帰候節四間や町三間や町下町永やしやじ
夫より横町通り御社え帰

一同十六日御玉串白木箱入に〆社奉行迄指上候外に
小奉書大札壱枚相添指上候其外御家中
町方御札配る事去年と同し

一午六月神楽所鳥居建立
一未年六月十三日社奉行所へ罷出御明の御
桃燈の儀奉願候所願の通被差出候刻社奉行所
手紙有らうそく弐丁出る

奉願口上覚

祇園の社及大破候に付先達て御願
申上外迁宮執行仕置候処時節柄
不宜修覆見合罷在候処追々御假
殿も破損仕候間御本社修覆仕度
奉願候願の通被　仰付被下置候様
宜被仰上可被下候以上

竹矢丹後守印
（花押）

巳
十月十日

内藤準平様
森　右門様

冨月十四日御聞届け相済

別紙1

祇園の社起源

夫當地祇園の社由来は延享五年戊辰二月
紙屋治良右衛門荒嶋屋善七松江屋又左衛門油屋
利兵衛重噺の上當所風類時節多人なやましめ其上
疫病流行して
うちよりて
怠生存□まかれる事をしすもいさ祇園の社勧
請せんやといたし小思慮をめくら□□□□□新社
しうに其旨私察に
御法度なれは願ふ□□□□□事難成すれは諸人すくわしめん為
如何〻ならんと當町なれは
長達に其旨物語しすれは人々同心して願の□
を書記し某に願あるによりそうこと又願の
しるし同年四月十三日社奉行え指出し達
上聞勧請事可任勝手の旨右に記し帰りぬ

別紙2

延
寛政二　五月二十八日
奉造営　油屋六右衛門
左仲　松江屋亦左衛門
信之　荒嶋屋善七
紙屋治良右衛門

再建　明和七子　四月十八日
豊前守（ママ）　長瀬六右衛門
信之　石田仁右衛門
加藤兵右衛門
松崎久右衛門

修　寛政十二申　四月二十九日
丹後　石田
信妙　村社善兵衛
松崎久右衛門
長瀬八右衛門

修　文政十一　六月二十九日
信興　石田七良太
信昌　荒嶋屋伴七
油屋儀兵衛
油屋丈七

紙屋清七

修　安政二　九月二十二
石田徳十
信祥　荒嶋屋久右衛門
油屋丈七
紙屋長十

明治十一　九月十八日
石田仁右衛門
松崎専右衛門
長瀬平右衛門
村上勝太郎

須賀神社棟札写
今明治十四年迄
寛延二より百三十三年
明和七より百四年（ママ）
寛政十二より八十二年
文政十一　五十四年
安政二　二十七年

別紙3

覚

一小判壱両
一銀四匁三分五厘
一同六拾四文分
　　此銭四貫六百卅文
　　七十三文に〆
一銭三百六十七文
〆
右は祇園御初尾
其外入用銀向後
進申候御受取可
被下候以上

目代吉良左衛門

七月十六日

竹矢左忠様

(二) 棟札

① 寛延二年(一七四九)祇園神社棟札

(表)

雲陽能義郡勝日山鎮座
奉造立祇園神社壹宇
國主源近明公
寛延二己巳歳五月二十八日

委吏熊谷権四郎　目代村上吉郎左衛門
清水團右衛門　上野善右衛門
社吏天野兵左衛門　西村伊兵衛
郡吏田中八左衛門　祖田與市右衛門
朝比奈　杢　町老山根源七　町年寄田中善五郎
執事内藤五兵衛　小篠伊右衛門　田中新十郎
片山彌五左衛門　郡長足立伊右衛門　別所吉右衛門
岩田甚兵衛

木挽治右衛門
油屋六右衛門　本願主
松江屋亦左衛門
荒嶋屋善七
紙屋治郎右衛門
大工近藤百右衛門
鍛冶高橋孫兵衛

(続き)

山大工塩谷村與三兵衛
棟札板寄進桶屋佐吉
山大工寄進上山佐村勘右衛門
同　村　平兵衛
棟木寄進上山佐村瀧山仁右衛門

(裏)

天下泰平
遷宮執行　神宮司竹矢左仲田邊宿祢信之　里方
社家中出勤　山方
國家安全

② 明和七年（一七七〇）祇園神社棟札

（表）

雲陽能義郡勝日山鎮座

奉再建祇園神社一宇

國君松平淡路守源近貞公

今上皇于時明和七庚寅四月十八日遷座

郡委吏　三澤治郎左衛門　目代村上長左衛門　祖田佐吉　木挽亀嵩仁左衛門

社　吏　寺尾庄兵衛　清水七郎太夫　市川幸助　小笹四郎左衛門　檜皮近藤久右衛門

郡　吏　熊谷権四郎　岩崎又兵衛　鈴木増右衛門　高階治左衛門　長瀬六右衛門

執　事　鈴木安右衛門　小谷喜兵衛　祖田五郎右衛門　石田仁右衛門

片山彌五左衛門

町長　鈴木傳作　加藤兵右衛門

町年寄　本願　松崎久右衛門

郡長　岩田太兵衛　鍛冶高橋佐左衛門

大工棟梁荒木傳九郎

（続き）

新町善助

下町彌治右衛門

下町傳助

下町彌七

勤化出情　神庭屋林右衛門

鍋屋藤七

大工為右衛門

藪庄右衛門

野崎屋吉右衛門

稲田元庵

（裏）

天下泰平

遷宮執行　神宮司従五位下竹矢備前守田邊宿弥藤原信之　里方

社家各出勤　山方

國家安全

③ 明治十一年(一八七八)須賀神社棟札

(表)

島根縣下出雲國第七拾四區能義郡廣瀬村勝日山鎮座

奉造營須賀神社一宇成就

今上皇帝御宝祚萬々歳

明治十一年九月十八日御遷座

祠官 竹矢信輝

祠掌 金守道治

祠掌 遠藤重嘉

祠掌 山崎國津

願主

石田仁右ヱ門

松崎専右ヱ門

長瀬平右ヱ門

村上勝太郎

新市町 長瀬平右ヱ門

大工 後町 田中藤重

浦尾 岩佐小六

祖父谷村 青山幸重

木挽 支田町 岩崎伴重

鍛冶 鍛冶町惣代 梅林金七

上廣瀬 須山常藏

檜皮 下山佐村 池田彦市

(裏)

島根縣令 境二郎

戸町 矢野 勉

副戸町 中尾貴道

松浦雄藏

木村 勝

山根豊藏

組長

新町 祖田喜一郎

同町 岩田利右ヱ門

上町 村本萬藏

同町 山根友右ヱ門

支田町 岩田次郎兵衛

同町 後藤伊勢松

中町 村上谷兵衛

同町 伊達作重

鍛冶町 梅林金七

新一町 大森太重

萱町 三谷嘉兵衛

同町 高村村右ヱ門

各町惣代

新町 祖田彌兵衛

同町 太田幾右ヱ門

上町 田中寅吉

同町 池田重兵衛

下町 廣江忠助

同町 太田寿一

中町 庄林謙三郎

中町 市川専助

魚町 吉川瀬右ヱ門

鍛冶町 橋根次郎右ヱ門

新一町 川瀬藤市

萱町 渡部照太郎

同町 木下武平

世話係肝煎 新町ノ住人 野津善兵衛

㈢『明和貳年より安永年中迄　日記抜書』（秦家文書整理番号４　安来市蔵）

（安永八年）
六月十五日七つ時より藝致暮六つ時相済申候
一御屋形御櫓より
殿様町方通り物中町上町新町新市町
四つ外にかみ中町より藝致候
御上覧被遊其引続安右衛門様
半左衛門様外衛様〻御三人様御門前にて藝
仕候同夜四つ過候迄に相済申候て大年寄友九郎
目代長左衛門罷帰申候猶又町年寄共は其町々
屋臺に引添帰申候安右衛門様半左衛門様
外衛様より上町中町新町飯冶町え御壱人様より
酒五升被遣割合に〻一町三升七合五勺宛遣し候
一御上みより六月十六日町方通り物藝可致候子
供へ饅頭三百酒弐斗被下置御臺所にて
玉村此左衛門様目代長左衛門え此段町々の子
供え頂戴可致候様被仰付長左衛門罷帰候て
町年寄市兵衛同法助同要左衛門同伊左衛門え申渡
目代町年寄四人町御奉行様御側衆中様え
御礼に罷出申候
一祇園祭礼御上覧被遊候処御慰に相成候
御沙汰御座候よつて御側衆より白紅御菓子
御酒被相渡候間藝致候もの申合頂戴可申候六月
十六日岩五郎藤九郎夫五郎勝次郎勘十磯吉
一新町　魁鐘岬
初段

天玉　今津屋山崎安吉　歳五つ
甲成　新屋小村乙吉　歳九つ
御主人　小湯屋野尾其五郎　歳十を
注進武士　俵屋斎木徳五郎　歳十を
兼道　面高屋山田源五郎　歳十弐

二段目

助六　桶屋家嶋栢五郎　歳拾弐
兼道　面高屋山田源五郎　歳拾弐
五郎又　俵屋祖田長七　歳拾四

三段目

真島　二役斎木徳五郎　歳十を
熊主　面高屋山田松次郎　歳九つ
玉□姫　後藤屋小村吉太郎　歳拾壱
兼道　桶屋家嶋松太郎　歳拾弐
五郎又真島　祖田長七　歳拾四

浄瑠理　紺屋傳十
三味線　座等浅都
一上町　源平布引滝
平清盛　灰吹屋秦　沢屋太田左太郎　歳拾弐
越中次郎兵衛　松本屋藪能太郎　歳拾弐
上総五郎兵衛　直江屋村上藤九郎　歳拾弐
高橋判官　米子屋矢野三次郎　歳拾三
長田太郎　二役岩五郎　歳拾弐
進ノ次郎　御湯屋中村勘次郎　歳拾弐
□□姫　安屋鈴木民五郎　歳拾三
松平本名多田蔵人行綱　永屋田中徳八　歳拾四
木曽先生義賢

浄瑠理　佐右衛門（吉田屋）
三味線　茂吉（永屋）

一鍛冶町　新市町

祇園祭礼出世鏡

信長　中村吉太郎（同）　歳八つ
大膳　市村藤五郎（同）　歳拾弐
木下藤吉　市川勘十郎（原屋）　歳拾弐
柴田権六　中村磯吉（鹿嶋屋）　歳拾壱
山口九郎次郎　中山文太郎（同）　歳拾弐
蘭丸　冨谷吉太郎（同）　歳拾を
加藤清正　文太郎（二役）　歳拾弐
直信　吉野川金次郎（山佐屋）　歳拾四
雪姫　瀬川文十　歳

浄瑠璃　徳右衛門
同　紺屋文五郎
三味線　永屋為五郎

一中町　假名手本忠臣蔵

由良之助　中山小太郎（植田屋）　歳十三
力弥　椿浅次郎（亀嵜屋）　歳九つ
九太夫　近藤重次郎（大エ屋）　歳拾壱
揚屋亭主　祖田茂十（俵屋）　歳拾四
かむろ　宇山金次郎（植田屋）　歳八つ
同　堀圓次郎（たはこや）　歳
十太郎　田中勝五郎（紺屋）　歳拾三
弥五郎　生松新太郎（いせ屋）　歳拾壱
平右衛門　小笹勝次郎（今津屋）　歳拾四
おかる　祖田茂十（俵屋）　歳拾四

浄瑠璃　柳屋理助
三味線　座等絹都

一中町　行平磯別松

松風　祖田茂十（俵屋）　歳拾四
此兵衛　小笹勝次郎（今津屋）　歳拾四

浄瑠璃　白銀屋峯右衛門
三味線　座等絹都

右之通町々通物役者人数如斯并
浄瑠璃三味線人数隼人様え指上申候

㈣『弘化三年　御用留』（布部役場文書整理番号１１５　安来市蔵）

急申觸候然は祇園祭礼御幸
の儀例年六月十五日に候処當年より
御屋敷内山王社祭は十五日より十六日に
相成候に付ては若十五日雨天に有之候へは
假令十六日晴天にても山王祭礼に
差支候間十七日の御幸相成候
尤十五日晴天ならは早目〻日の内
御幸相済様との儀に有之候
尚又十六日山王社にて通りもの
等有之賑申敷相成候趣に候間
人別参詣いたし候様相成度
との御沙汰に候間此段御承知
村々人別不残様御申渡可有之候
一松江石工銀次郎と申もの先達て
（以下略）

壬
五月廿七日　郡役人

六月五日急宇波へ送候
山中村々役人中

㈤ 史料が示す勧請と祭礼の様子

㈠の史料『勝日山鎮座　祇園の社勧請記　全』（以下、勧請記と記す）は、富田八幡宮の神職竹矢家が保管している史料で、別件の史料調査で訪問した時、拝見させていただいた。

はじめに、町方の願書が見られる。近年、町で風類の時節となり難儀している。よって富田八幡宮の末社として、祇園社を勧請したく、願書を延享五年（一七四八）四月十三日竹矢左中弁信之宮司に提出している。発行者に各町の年寄五名、町役人三名（目代、大年寄二名）が見られる。勧請記には別紙1、2が括ってあり、別紙1に、同年二月紙屋・荒嶋屋・松江屋・油屋の願主四名が、町方で疫病が流行（取消線下に風類時節とある）しているので、祇園社を勧請しようとしたが、新社は御法度で願うことは難しい。そこで町衆が話し合い、竹矢宮司に願い寄り添う様子が見られる。そこで、近年、町方で疫病が流行して煩う者等がいる。八幡宮の末社として疫神を鎮める祇園社を勧請したいが、新社は御法度である。しかし、御領内近辺には祇園社がないので、御家中町近所に勧請したい旨、同宮司が十四日書状に認め、町方の書状と共に広瀬松平家（広瀬藩）社奉行天野兵左衛門に提出している。その後、勧請の願いを殿様（松平近明）が聞き、六月二十日社奉行に同宮司が呼ばれ、新地は駄目だが八幡社領の内（境内）であれば何所にするかは勝手で、勧請後、その社地を何所にしたか報告することで許可が出たようで、目代に手紙で知らせ、翌日、町役人や願主がお礼に来たことが見られる。勧請の場所が、町近所ではなく境内になったことで、同宮司の書状は返却されている。

次に、勧請の許可をいただいたことで、町方の社家や町衆が、七月から八月に速やかに行動した様子が記されている。

「京都吉田表へ相願」とは、室町から江戸時代を通じて全国の神社・神職のあらましを支配した吉田家（吉田神社）が、神社の遷宮・神職の身分等に関する免許状（神道裁許状）を出していた。そこで、吉田家へ祇園社勧請のお願いをしたようである。勧請の次第は、寛延元年（一七四八）七月十八日遠藤豊後守（都弁志呂神社神職）が御神体を迎えに、竹矢宮司の書状二通（七月一七日付）を預かり、旅費として銭五貫文を受け取り出発している。この書状の宛所には、吉田家の家老四名と出雲取次役の山田典膳が見られ、祇園の御神体御封を下される様お願いをしている。御本社様御礼金（初穂料）一両と典膳や家老へ肴代（礼金）を渡したが、不足したようで銀子三両（三名分）を典膳から借用している。なお、別紙3は、遠藤宮司が出発の時に受け取った初穂料、礼金、旅費である。

「御内殿京都にて調」とは、吉田山に鎮座した牛頭天王（素戔嗚尊）を祀った西天王社（後に須賀神社）を調べたと思われる。

町内では、七月二十四日より二十九日まで所帯別に百五十人余を集め、祇園社地の普請を行い、八月一、二日に大工三人で仮殿を造っている。

八月三日夜五つ過時（午後八時すぎ）に利弘村まで遠藤宮司が帰る。翌四日の朝、千原・山崎宮司が仮殿を清め、五つ時過（午前八時すぎ）に植田村の松平家御茶屋の荒神まで、竹矢・千原・渡辺各宮司、山崎宮司同悴友之助、町方役人中（目代、大年寄二人、町年寄五人）、願主四人、町人二十人余で迎に出て、荒神の森で社家中が祓真読（御祓い祈祷）した後、御供えをまっ先に千原宮司が清め、次に五色の旗、御神体と遠藤宮司、次に竹矢・山崎・渡辺各宮司がお供をして、御祓い祈祷しながら仮殿に着き、御神体を祀り、祝う様子等が見られる。迎えの人の中に僧侶はいないが、「真讀」（経典の文句を省略せずに全部読むこと⑴）に注目したい。祇園社の勧請を許可した吉田家の吉田神道は、仏教儒教等の影響を受けている。推察ではあるが社家中が経典を読んだのか、読んだ経典は除災招福を願う「大般若経」か、興味深い。八月四日に御神体を仮殿に祀り、伝えられている勧請の日付が正しいことが確認ができる。

八月十六日付の書状で、はじめに八幡宮森の内に社地の許可をいただ

いたお礼を認め、八幡宮鳥居の右脇の森を切り開き、入り六間横七間を社地とし、馬場道横一間半長さ二十五間にしたこと、吉田表からの御神体勧請の様子等、勧請として玉串を遠藤宮司が持ち帰り四日仮殿に祀り勧請が成ったこと、追って本殿を造り正遷宮することを社奉行に報告している。社地に関する報告は勧請を許可された時の一件であり、竹矢宮司は社奉行の要請に応じている。なお、この書状には「勤行」という仏語が見られる。

続いて、正遷宮および祇園祭礼の様子が記されている。

寛延二年(一七四九)四月十一日より百十五人(前年の通りとあるが人数が少ない)と有志の者を集めて社地の普請、十六日地鎮祭、十八日社殿の柱立を行っている。二十日夜に竹矢宮司が大工、木挽、願主等を呼び相談し、使用する木材について大工や木挽等に手配をしている。

同年四月九日山中へ遠藤宮司他二名が出かけ十一日に帰り、十三日より五月十日まで山崎宮司他二名が里方へ出向き、五月十八日布部村(山中組)家嶋伝吉方へ竹矢・遠藤宮司が出向き、各地で奉加銭を集め、お礼として御守り等を配っている。なお、能義郡内の広瀬藩領の村々は里方と山中組に分けられ、それぞれ大庄屋一名が任命されている。

竹矢宮司が、五月十二日に願主四人と大工を呼び遷宮日を決め、翌日、社奉行に届けて目代にも伝え、祇園祭礼も六月十五日と決めて社奉行に届け出ている。十五日遷宮日の高札に「勝日山祇園の社正迁宮今月廿八日いたし候以上　五月十五日竹矢左忠」と認めている。高札は布部村八幡前、鍛冶橋(高札場)、矢田村に立てている。十六日里方の社家へ遷宮日を申し聞かせ、十九日山方の社家へ代筆の書状で遷宮日を知らせ、三日前より出勤するよう連絡をしている。二十日には荒嶋他の社家へ直筆の書状で遷宮日を知らせている。

二十五日より町方の社家四人で遷宮の準備を行い、二十八日正遷宮を執行(棟札①)、六月一日御家中や町方等へ御供え物を折詰等にして配り、二日社奉行に祝儀として樽酒や肴を送っている。以上が遷宮の準備から執行の様子であり、町方および関係者は歓に満ちていたと思われる。

六月十三日町方の社家四人で祇園祭の準備にかかり、社奉行方へ幕と桃燈を取りに伺い、十四日八つ時(午後二時頃)に社家が出勤して御供え等を参詣の場所へ出し、神楽を勤めて、夜は宮籠りしている。この日は遷宮日と同様に社奉行方の同心二名が出仕している。十五日朝、御祓い祈祷の後、八つ時半(午後一時頃)からの御幸の次第は、新町・横町・永屋小道・上町・下町を上り三軒や・八軒や・中町・四軒や・魚町・鍛冶町・新市町・萱町の順で巡行している。その行列は先頭に獅子二体、塩盛、鼓、五色の旗、鉾二本、五色の弊、神輿等が続き、町方役人中や町方の若頭がお供として参加している。なお、神輿の担ぎ手は白丁(白布の狩衣を着用)四人で現在の様子とは異なる。この行列は、広瀬町では鉾二本であるが、各町の鉾も参加する京都須賀神社の現在の御幸に似ているようである。巡行の途中、松原(萱町)の御幸場の神事で神楽「悪切剣の舞」が見られ、現在も宵宮の「七座の神事」や御幸神事場で、剣を持った舞い手が東西南北を切り払い清めていて「剣舞」と呼ばれている。出雲地方では悪切を伴う神事が、松江市佐太神社や日御碕神社等の祭礼に確認できる[2]。神輿が社に帰り、御祓い祈祷の後、神米と塩盛を清め桃燈二張を消して各々は帰っている。よって、当時の御幸は厳粛に整然と行われていたと思われる。

竹矢宮司の祇園祭後の様子は、六月十六日広瀬藩へ差し上げる玉串を社奉行に持参し、御家中に渡す御札の配り分けに出て、願主へは祝餅に御札を添えて渡し、町方へ御札を配っている。十七日、十五日祭礼の時に祈祷した玉串を殿様に渡す用意をしたが、祇園社は末社であり遠慮しているが、当社は御領内にないので是非とも差し上げたい旨を社奉行にお願いして、奉行が月番の家老内藤殿に伺っている。十九日社奉行にお礼に出向き、御家老中にお礼の挨拶をした時、玉串を差し上げる許可を

得ている。二十一日朝五つ時、山崎宮司をお供に玉串を社奉行に持参し、御家老中にお礼の挨拶をして、十六日に配り分けした御札を御家中に配っている。二十二日社奉行にお礼に出向き、玉串を首尾よく差し上げられたことを伝えられている。九月十五日社奉行に呼ばれ、来年の祭礼の玉串は御状箱(文箱)に入れ「冨田祇園神社御祭霊御玉串」と認め江戸表へ差し上げ、ならびに紙札一枚を差し上げること、御祭礼御幸は御家中も残らず巡行するようにと江戸表が要請していることを伝えられている。広瀬藩が祇園祭に関心を寄せたことが窺える。

寛延三年(一七五〇)六月十五日の祭礼は、首尾好く執行できたが、雨天にて御幸の巡行が中止となる。十五日から十七日まで三日の内の天気次第で、巡行の実施を社奉行から了解を得たことが定規となり、十六日は晴天にて、町内と藩の要請に応じて御家中(給人町)を巡行している。順路は新町、上町(以上町内)、大手口木戸より藩邸前へ出て祖父谷町を上り鉄炮場より跡へ帰り、下の町を通り同木戸見番より跡へ帰り、中の町、目谷、下の町より大手口木戸(以上御家中)を出て、町内の中町、魚町、鍛冶町、新市町、下組(御家中)、萱町、御幸場の神事が済んで、帰りに四間や町、三間や町、下町、永屋しょうじ、横町を通り社へ帰っている。同日竹矢宮司が玉串を白木の箱に入れ、他に小奉書の御札一枚を添えて社奉行に差し上げ、昨年と同様に御家中や町方へ御札を配っている。六月に神楽所と鳥居を建立したことが見られる。

寛延四年(一七五一)六月十三日社奉行所から、祭礼に使用する灯明の桃燈二張りを借りている。ここまでの勧請記は、竹矢信之による執筆と思われる。

おわりに、寺社奉行内藤準平他一名に宛てた願書が見られる。祇園の社が大破している。遷宮を執行したいが、時節がら宜しくなく修復を見合せている。しかも仮殿も破損している。そこで社修復の願いを、寛政十一年(一七九九)十月十日に認め、十月十四日遷宮の了解を得ている。同年まで仮殿が建っていたようで興味深い。この書状は勧請から五十年余経っていて、翌年に修復の棟札が見られるので、この頃、竹矢丹後守信妙が書き加えたと思われる。以上が勧請記のあらましである。

次に須賀神社が所蔵する棟札等(一)の①②③を含む)を紹介したい。藩制期の棟札は①寛延二年、②明和七年、寛政十二年(一八〇〇)四月、文政十一年(一八二八)六月、安政二年(一八五五)九月が確認できる。①には、勧請記に見られる家老や社奉行、町役人や願主が確認できる。町老と記された本来二名である大年寄役は、今津屋小笹弥三右衛門の代替わり後の伊右衛門と(3)、同年に炭屋上野善右衛門から安屋山根源七に役が引き継がれた為(4)、三名見られる。願主については、勧請記に油屋利兵衛が見られるが①は六右衛門であり、改名か代替りかは不明である。他の三名は勧請記に見られる氏名である。①は「造立」②は「再建」とあり、他の三枚には「修覆」が見られる。明治期以降の棟札は③明治十一年、明治三十五年(一九〇二)五月、昭和十年(一九三五)十月、昭和四十二年(一九六七)五月が確認できる。③は「造営」とあり、他の三枚には「修覆」「營繕」が見られる。よって、現在の本殿は明治十一年の建物であると確認ができる。拝殿の棟札に明治十一年「新築」、通殿は明治三十五年「新築」とあり、同年に現在の社殿の姿になったようである。神輿の奉納札に「明治 年 月 日」「奉納須賀神社神輿一基」が見られ、鉾に「(表)奉納 (裏)明治四拾貳年(一九〇九)五月十二日 鍛冶町梅林金七」と刻まれている。年月日未詳の神輿の奉納は、明治三十五年の棟札に見られる各氏名より、この頃以降と思われ、現在見られる御幸の様子は、明治後半からではと推察できるようだ。

昭和十年発行『郷土廣瀬』の「10、祇園會」に「(前略)此祭礼の余興として各町に「とーりもの」と称し、小児芝居を興行せり、毎年六月に入れば他所より手附けと称し俳優を雇入れ町内の小児に芝居を伝習せしめ、十三日に至り衣装揃と称する試験を終れば先づ社前に演じ、そ

れより屋台と称するものを引き廻し、各町に至り互に演じ、十五日夜は松原に於て総町（六ヶ町なり鍛冶新市を一町と数ふ）一斉に演ずる事なりし（中略）藩主在国の年には御殿前勢溜りに於て交々之を演じ、藩主観楼の内より透見あり、其翌日（十六日ならん）山王神社及家老の門前に於て演ずることなりき、此小児芝居は大凡百四十年前（安永の頃）に始まり中絶して安政六年頃に止みたりしが、其後明治五年中町以南四ヶ町に於て青年が演じたることあり、是を以て最終とす。（後略）」と通り物の様子が見られる。

㈢の安永八年（一七七九）六月の日記に「六月十五日七つ時より芸致し暮れ六つ時相済」と、子供芝居を午後四時頃から午後六時頃まで演じたことが見られる。しかし、場所は各町か松原かは確認できない。勧請記に御幸は午後一時頃より始まったことが見られるので、午後四時前には終了していたと思われ、御幸終了後に演じたようである。次に殿様が御屋形御櫓（太鼓櫓カ）より各町の子供芝居を観覧した後、家老三名の門前で演じたことが見られ、屋台は夜四つ過ぎ（午後十時すぎ）に各町へ帰っている。芝居を演じた子供達や町関係者は藩関係者より酒やお菓子等を頂戴している。

㈣の弘化三年（一八四六）閏五月の触書に、松平家が貞享の頃に勧請したと伝わる山王神社の山王祭で、六月十六日に通り物が興行されるようで、この日の通り物は祇園祭の余興ではないようである。山王祭が六月十五、十六日になり、この祭に支障があるので、祇園祭礼の御幸は、十五日雨天であれば十七日に延期して、晴天であれば早める様要請している。祇園祭での通り物の始まりの頃を示す史料は㈢であるが、安政六年（一八五九）頃止めたことを確認する史料はないようで、止めた理由を推測してみた。通り物を十五日に興行することが困難になり、十六日に山王神社で興行する様になったと思われる。しかし、山王祭は松平家の祭であり、町方の祭ではないことで意欲をなくし、中断しながら安政六年頃に止めたと思われる。なお、明治五年（一八七二）の再演は、前年の廃藩置県により、藩制時代が終了して山王祭が止んだことで、町衆が祇園祭で興行したと思われる。新たな史料の発見に期待したい。

寛文六年（一六六六）八月の富田川氾濫後、富田町が広瀬に移され、貞享二年（一六八五）に広瀬町が成立している[5]。この疫病が流行したのは町が成立して約六十年後である。約二十年かけて町替をした町衆の努力と実行力が、祇園神社の勧請に活かされたようである。

現代では適切ではないと思われる表現があるが、資料が著された時代を示す歴史的資料として掲載した。

竹矢雅人氏より史料の提供等御協力を賜り、記して御礼申し上げます。

【註】

(1)『広辞苑第六版』参照

(2) 山陰中央新報 二〇二〇年五月二十三日 「いまどき島根の歴史 1 29」石山祥子

(3) 今津屋文書 小笹家蔵

(4) 秦家文書整理番号70

(5)『安来市史料調査報告』二〇〇九年三月 安来市教育委員会

【文責】

はじめに・㈠・㈡・㈢・㈣・㈤ 金子 義明

はじめに・写真 高岩 俊文

元安来市立歴史資料館館長 金子 義明

安来市教育委員会文化財課 高岩 俊文

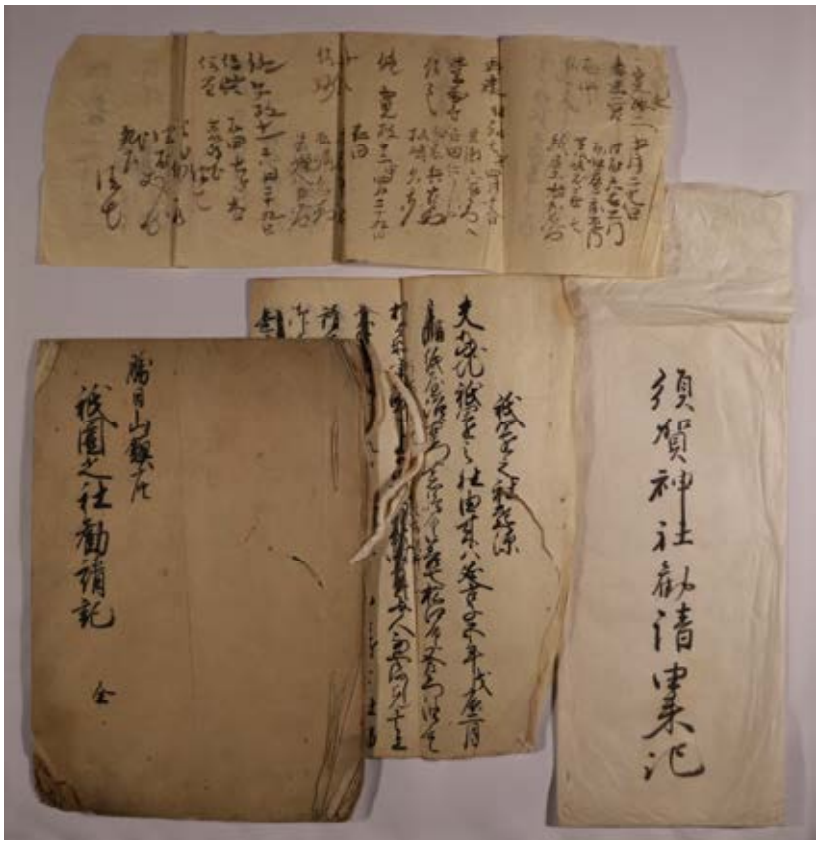

図版１　勝日山鎮座祇園の社勧請記（全体）

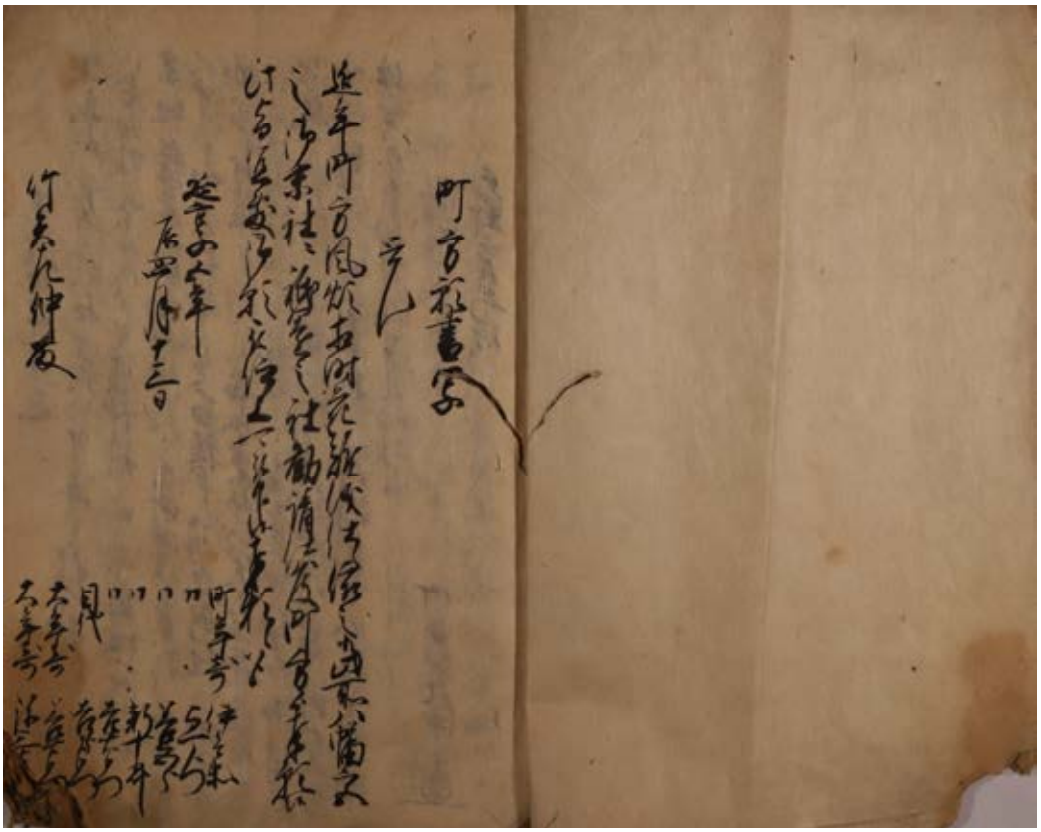

図版２　勝日山鎮座祇園の社勧請記

図版３　勝日山鎮座祇園の社勧請記

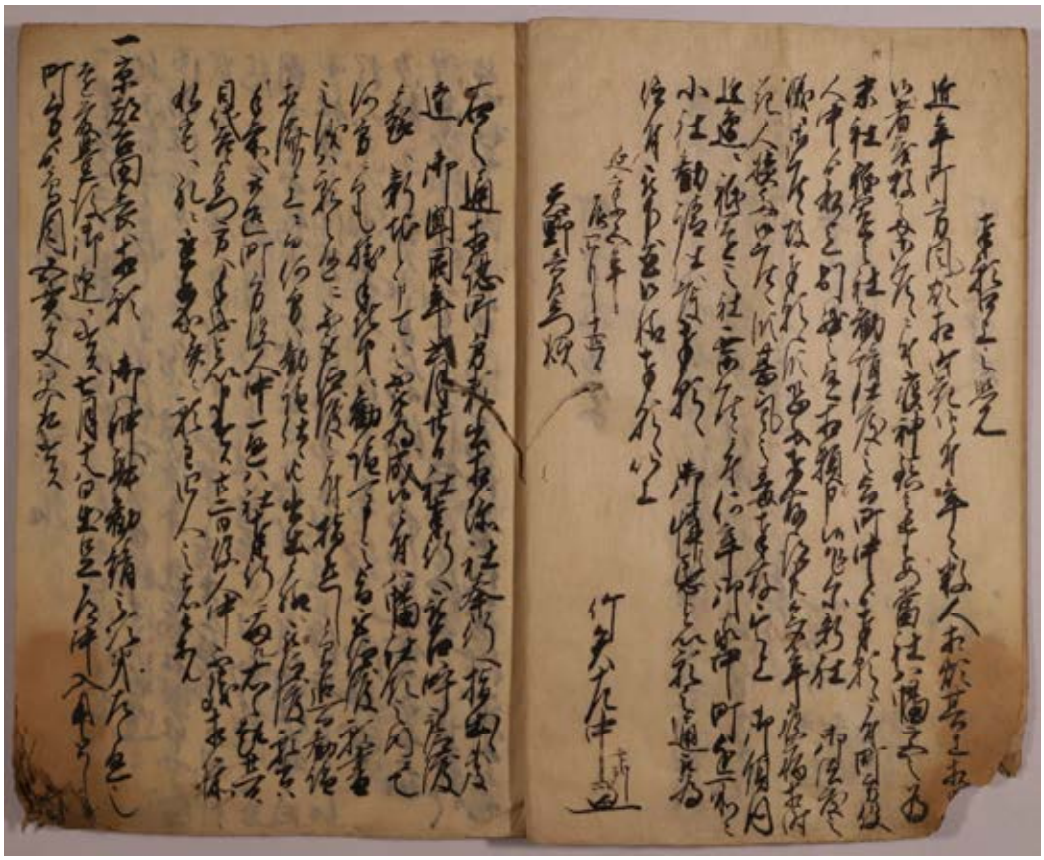

図版４　勝日山鎮座祇園の社勧請記

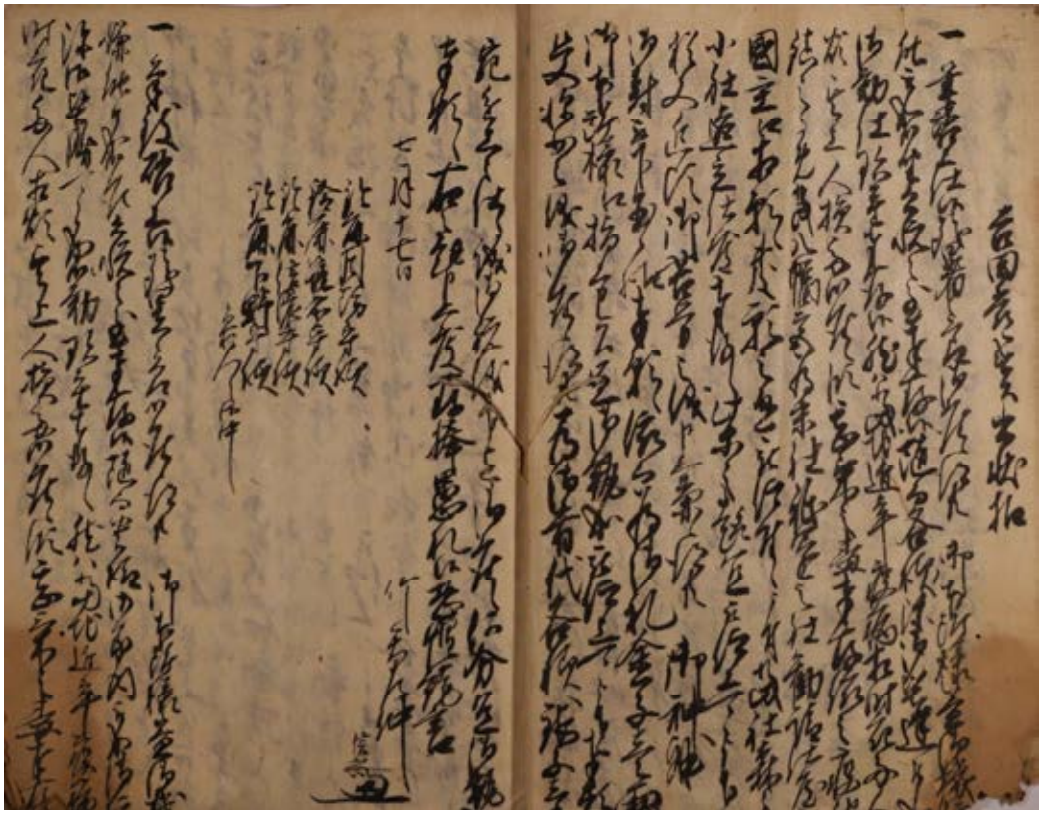

図版5　勝日山鎮座祇園の社勧請記

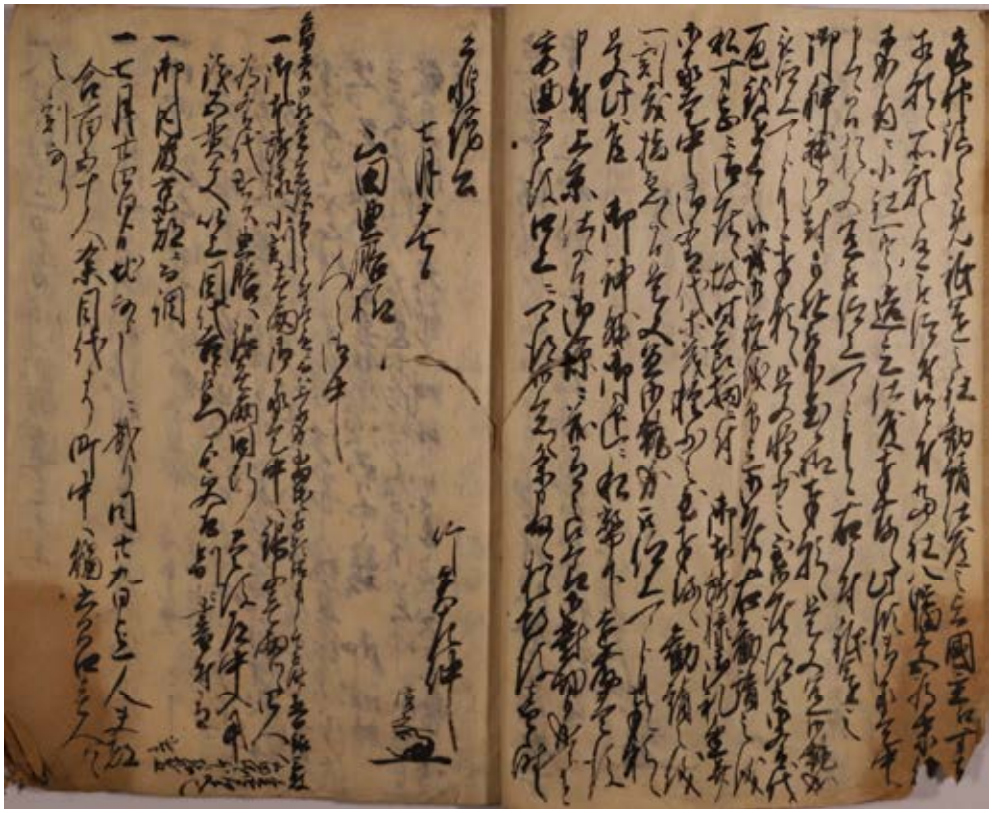

図版6　勝日山鎮座祇園の社勧請記

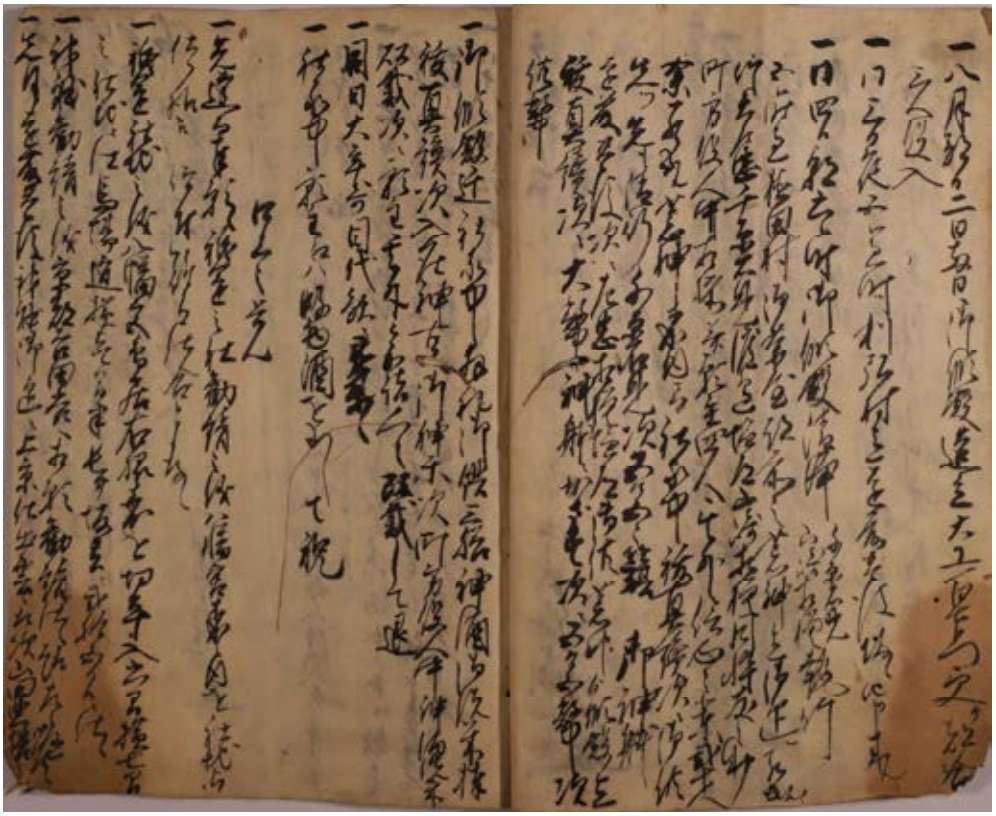

図版７　勝日山鎮座祇園の社勧請記

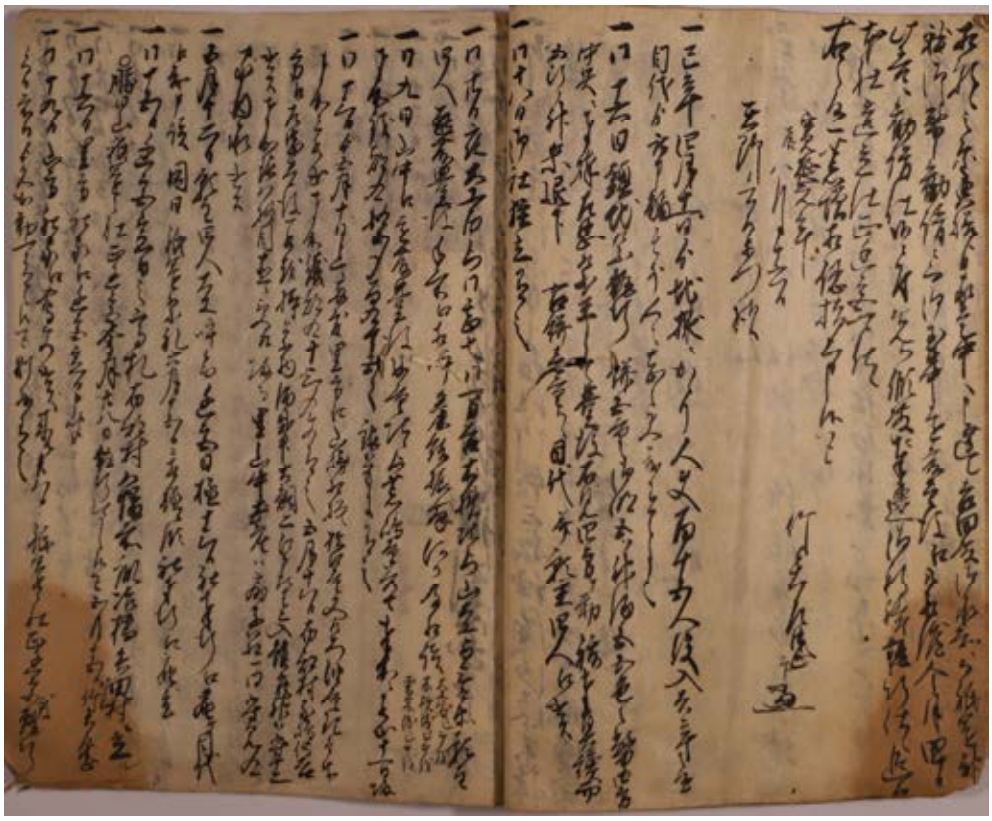

図版８　勝日山鎮座祇園の社勧請記

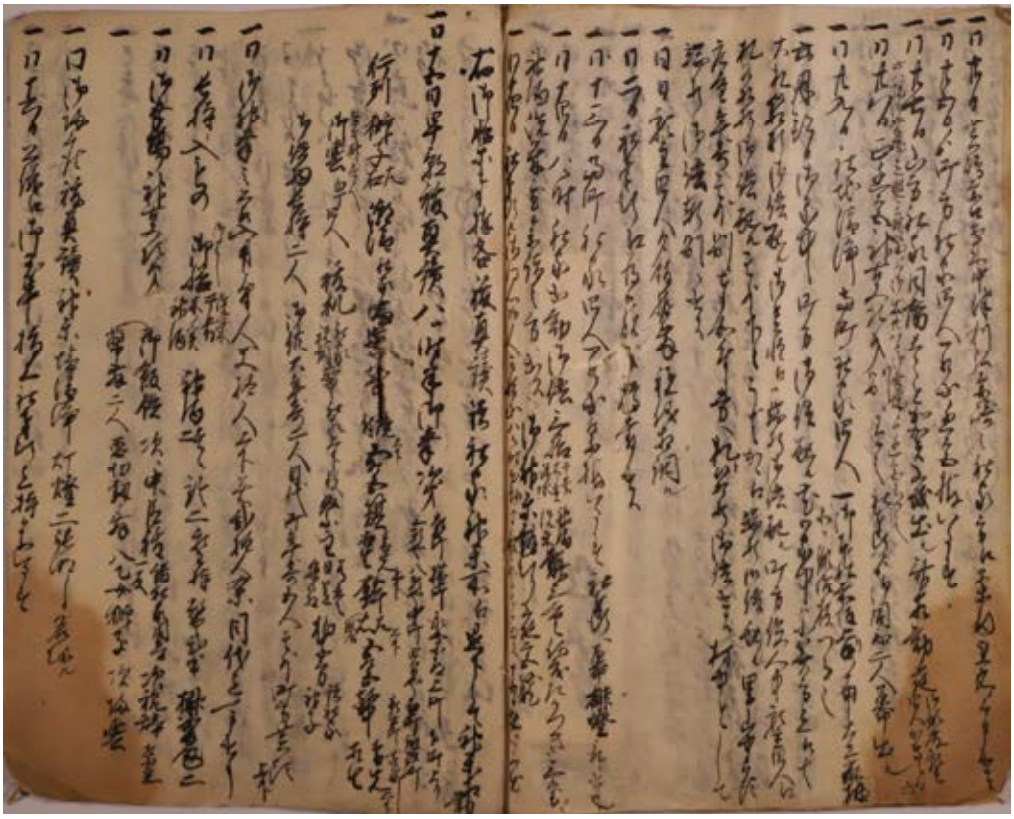

図版９　勝日山鎮座祇園の社勧請記

図版１０　勝日山鎮座祇園の社勧請記

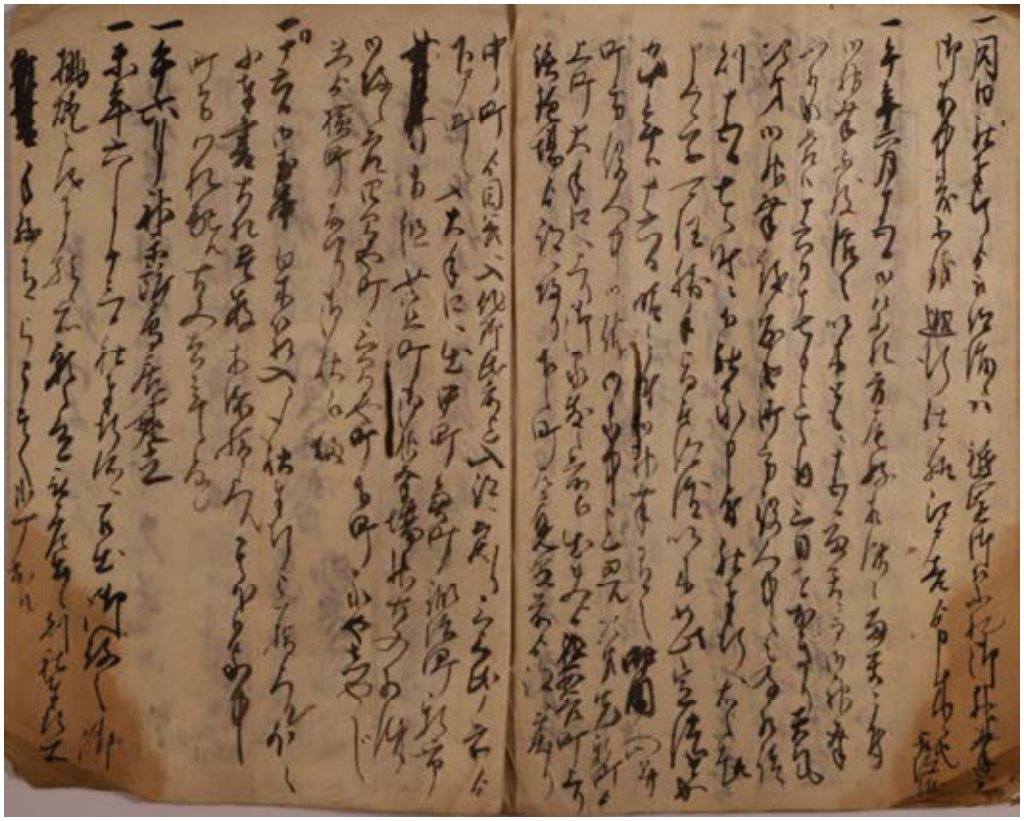

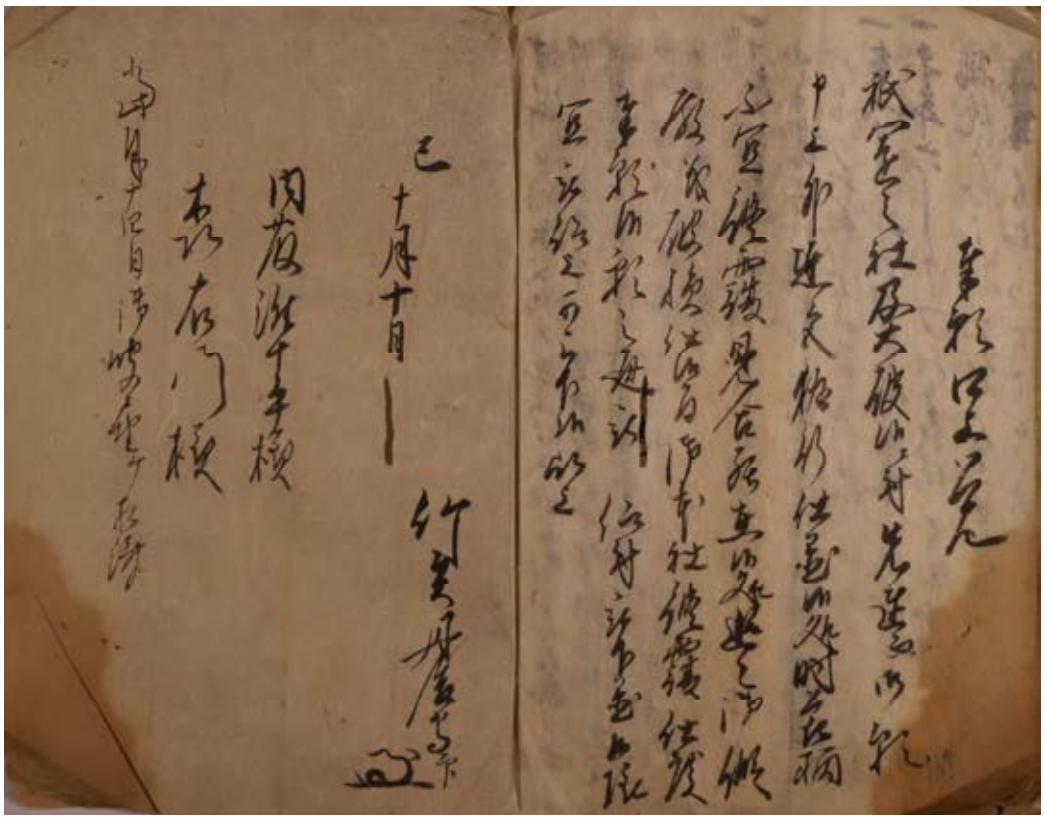

図版１１　勝日山鎮座祇園の社勧請記

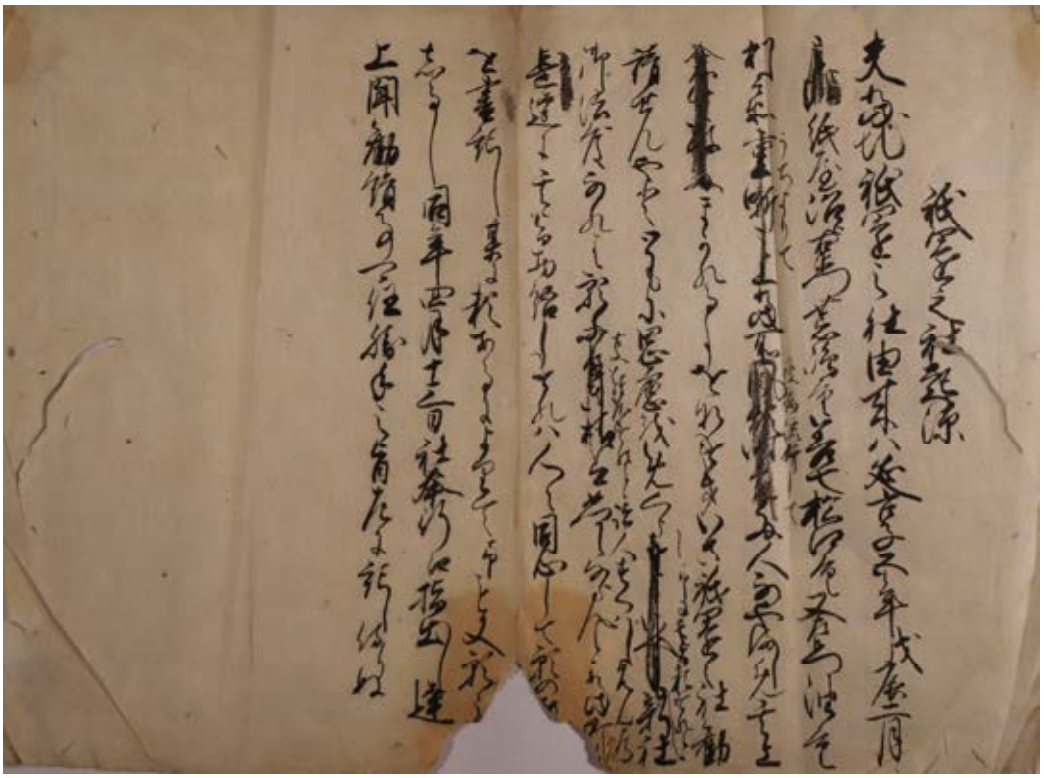

図版１２　勝日山鎮座祇園の社勧請記　別紙１

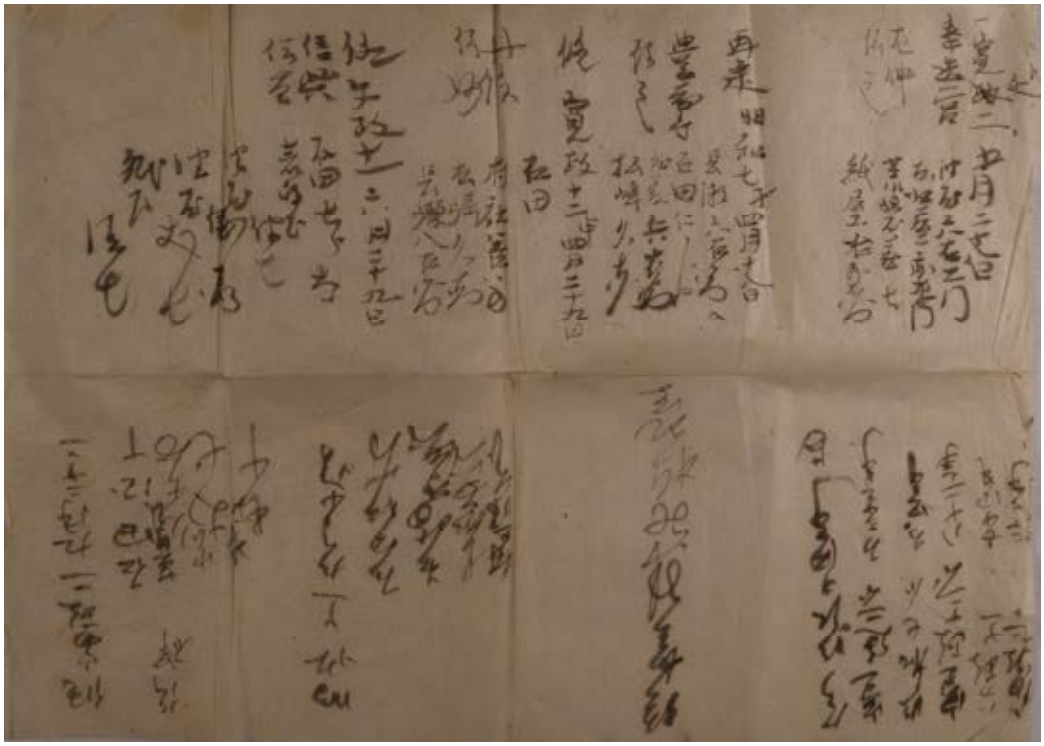

図版１３　勝日山鎮座祇園の社勧請記　別紙２

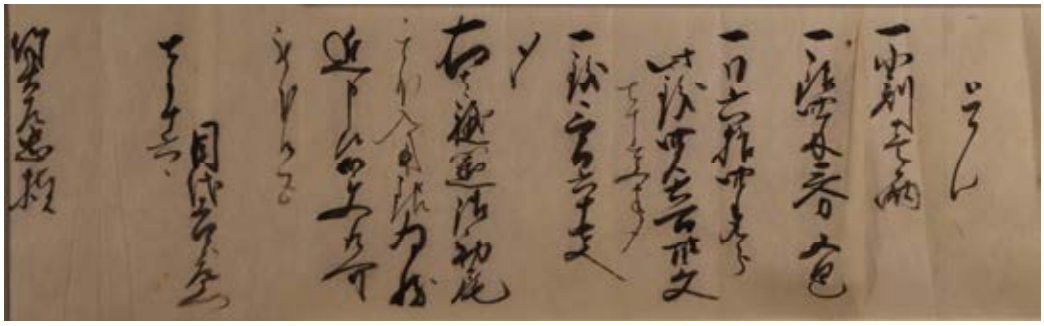

図版１４　勝日山鎮座祇園の社勧請記　別紙３

図版１６　棟札１（裏）

図版１５　棟札１（表）

図版１８　棟札２（裏）

図版１７　棟札２（表）

図版１９　棟札３（表）

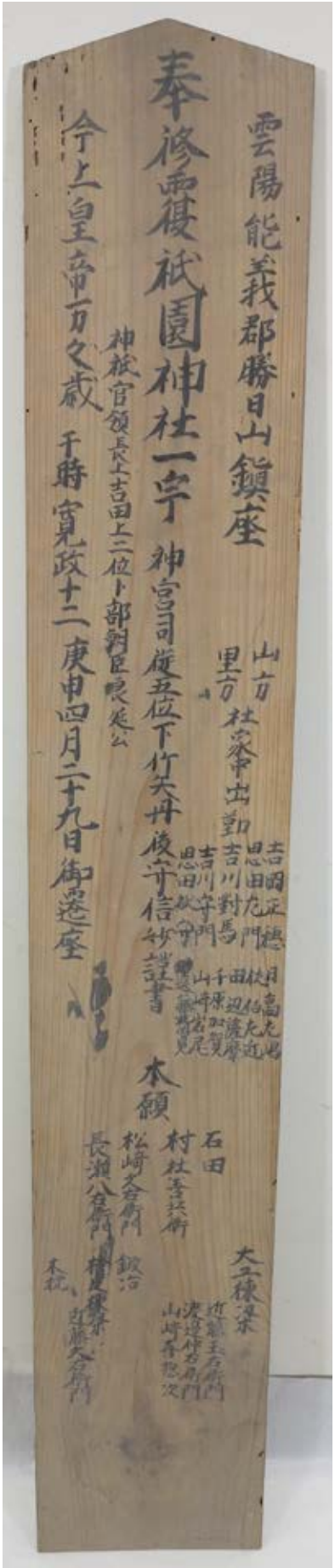

図版２０　棟札３（裏）

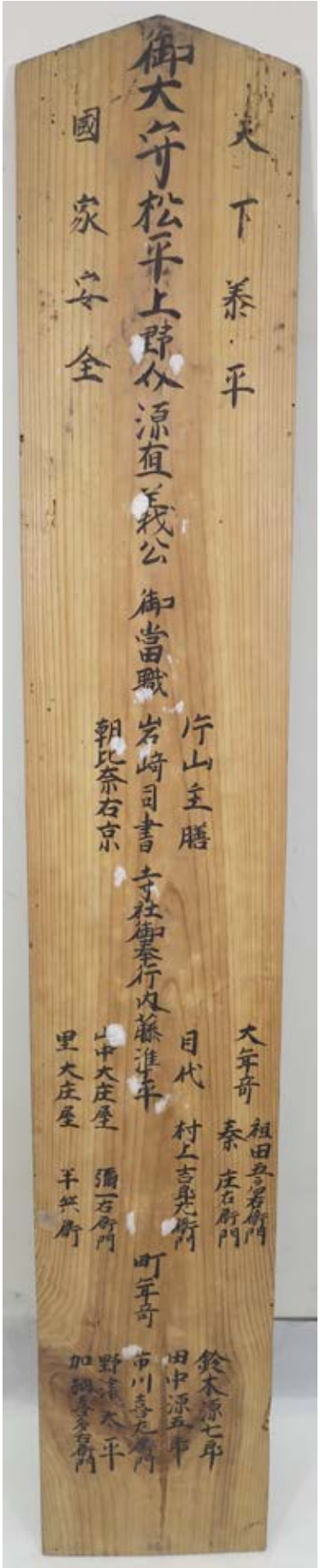

図版２１　棟札４（表）

図版２２　棟札４（裏）

図版２３　棟札５（表）

図版２４　棟札５（裏）

図版26　棟札6（裏）

図版25　棟札6（表）

図版２７　棟札７（表）

図版２８　棟札７（裏）

図版２９　棟札８（表）

図版３０　棟札８（裏）

図版３２　棟札９（裏）

図版３１　棟札９（表）

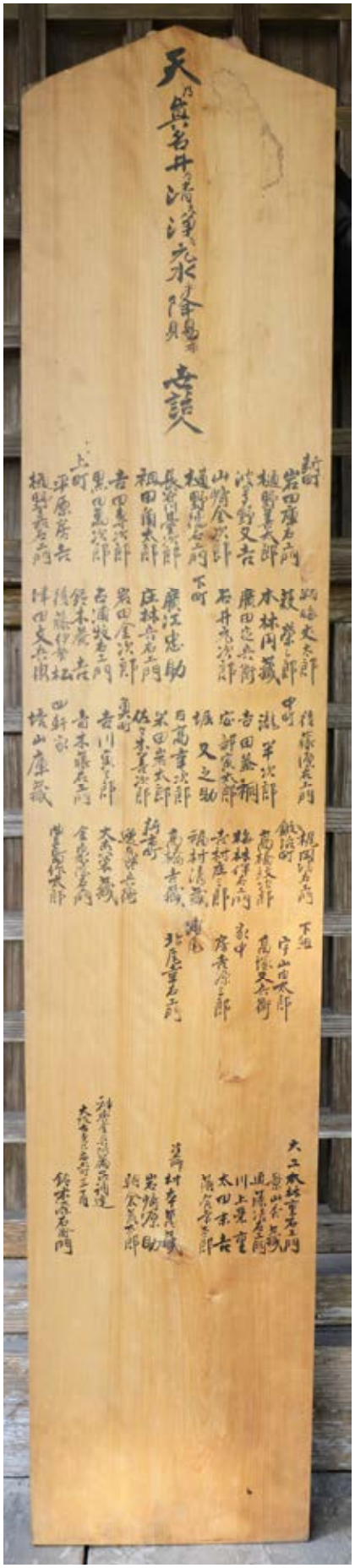

図版３４　棟札１０（裏）

図版３３　棟札１０（表）

図版３５　棟札１１（表）

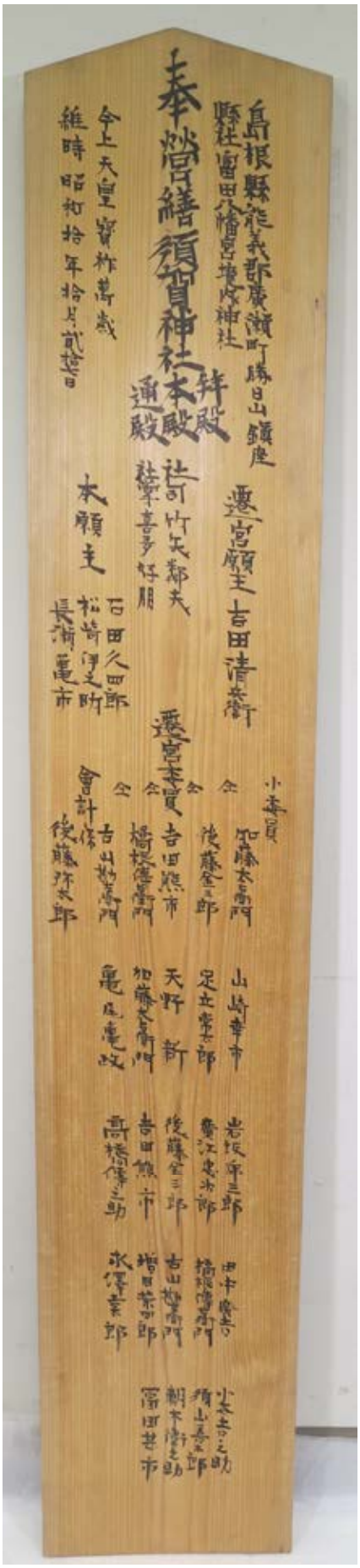

図版３６　棟札１１（裏）

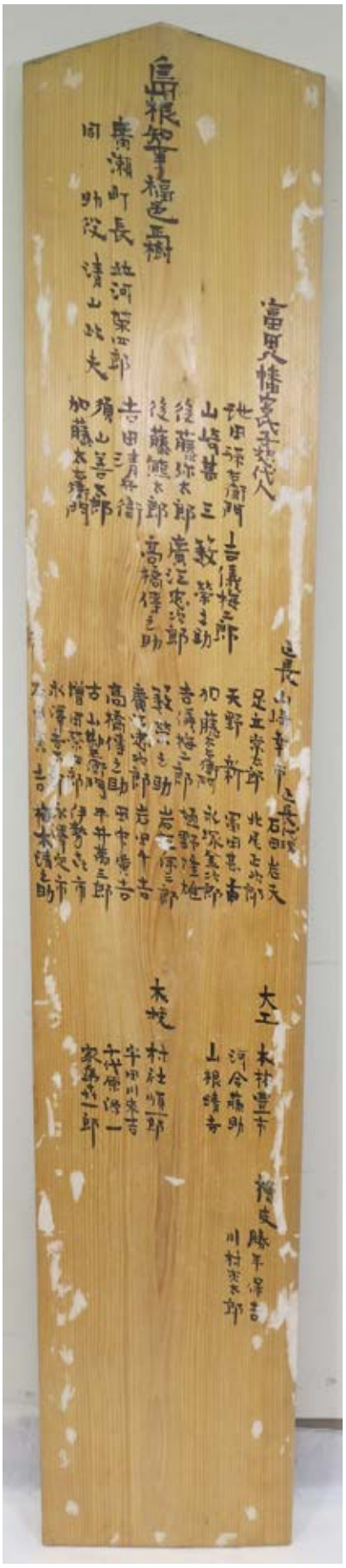

図版３７　棟札１２（表）

図版３８　棟札１２（裏）

図版４０　棟札１３（裏）

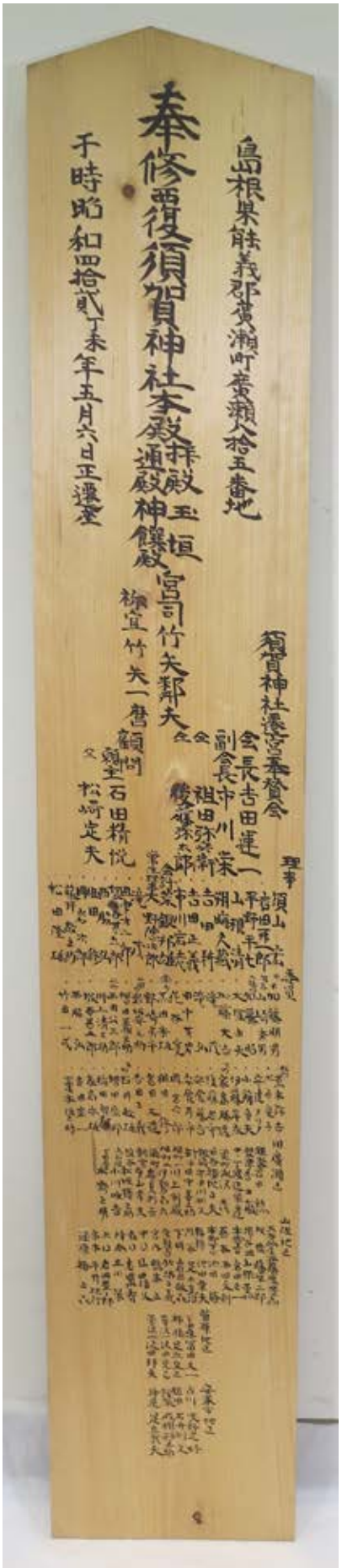

図版３９　棟札１３（表）

図版41　棟札14（表）

図版42　棟札14（裏）

図版44　鉾（表）

図版43　鉾（全体）

図版45　獅子頭

図版46　面

図版 47　広瀬祇園祭例祭　神輿渡御

図版 48　広瀬祇園祭例祭　神輿渡御

図版 49　広瀬祇園祭例祭　獅子

図版 50　京都須賀神社例祭　行列

図版 51　京都須賀神社例祭　鳳輦

図版 52　京都須賀神社例祭　獅子

図版 53　京都須賀神社例祭　担がれて進む鉾

図版 54　京都須賀神社例祭　大通りでの鉾差し

図版 55　京都須賀神社例祭　町中での鉾差し